

警察法の改正について

田 上 穰 治



警察法の改正を論ずるには、まず現行法がどのような経過で制定されたかを顧みなければならぬ。政治的・公民的に宗教的言論の除去に關する昭和二〇年一〇月四日の覺書により、祕密警察機關、言論・出版・集會・結社等を統制し監督する内務省警保局その他の部局が廢止され、特高警察職員及び警察の首腦部がすべて罷免された。當時の警察官九・四萬を約二倍に増強するわが政府の提案は、常設機動隊の設置と海軍解消後の水上警察の強化のほか警察官の負擔を軽減するためのものであつたが、總司令部に拒否せられ、また右の警察定員を超えない數の拳銃を保持することは許されたが、二三年六月に至つても、一・二萬の拳銃が交付されたのに止まり、しかもその種類は一九七種に及ぶ混亂状態であつた。

新憲法の下における警察制度の改革は、二一年六月九日發表のヴァレンタイン報告及び七月三一日發表のオランダ報告に負うところが大きい。これらの報告によれば、人口五萬以上の市の警察を獨立ならしめ、郡部及び人口五萬

未滿の市に認められる國家警察の機構として、内閣總理大臣が上院の同意を経て國家地方警察の長官を任命し、その下に全國六地區に總監をおくものとし、また保健・厚生・衛生・消防のような治安維持に直接關係のない事務を警察から分離し、警察の責務をほぼ現行法第一條に相當する範圍に限るべきものとしている。府縣知事が公選される場合には、府縣が管内の警察作用を監督すべく、この場合は政府には警察大學校・科學搜查研究所・中央鑑識局・全國警察通信組織等を設けるべきものとしている。二一年一〇月設置された警察制度審議會は、新憲法の實施をひかえて、地方自治の發展と常備軍に代わるべき警察力の強化とを目的とし、道府縣及び大都市の自治體警察のほか國家警察において、自警の綜合連絡に當るほか、特に國家的關心の深い警察事項を自ら執行する方針を定めた。このような方針は總司令部參謀二課所屬の公安課で支持されたが、總司令部民政局はこれに反對し、人口五千以上の町村に自警をおくべきことを命じた。片山内閣は二二年八月、公安課に諮り、九月三日最高司令官にヴァレンタイン・オランダ案による法案を提示したが、民政局の反對により九月一六日内閣總理大臣宛の最高司令官の書簡が發せられ、現行警察法の原則が確定した。この書簡によれば、中央政府が使用できる國家地方警察を設置すること、及び國警と自警を通じて一二・五萬人の警察力をもつことについては、政府案が承認されたが、新に内閣に直屬する公安委員會を設け、國警に對する行政的權限を保有せしめ、都道府縣に設置する委員會は國警に對する運営管理を行うべく、更に市町村の自警には長が地方議會の同意を得て任命する三人の公安委員會を設けるものとする。國警と自警は指揮命令の關係に立たず、國家非常事態はこの例外であるが、二十日以内に國會の承認を要するものとする。この書簡に基づく政府の第一次案は、國警と自警を各別の法案で規定する二本建であり、第二次案以降は一本建であるほかは、著しい差異

がなく、一二月一七日警察法が制定され、二六日の法律で内務省が廢止された。

けれども警察法による警察の弱體化の缺點は、埼玉・福島・大阪等の地方の治安情況の悪化にあらわれてきたので、二四年以來警察擔當大臣たる樋貝銓三は公安課の了解を得て、國警を強化し、自警を人口五萬以上の都市に限ることを主張したが、再び民政局の反對に會い二五年六月辭職した。ところが翌七月八日總理大臣宛のマ書簡は、新に七萬五千人の警察豫備隊の設置を命じ、その後治安情況の悪化は自警による警察の分權を著しく困難ならしめるに至つた。かくてマック・アーサーとホイットニーがわが國を去るに及び、警察法が二六年六月に改正されて、住民投票により町村警察を廢止する途が開かれたが、これは府縣知事の事案處理要求權の設定と警察應援の規定の整備とによる警察力の強化と相まつて、民政局の主張が支持されなくなつたことを示すものである。更に二七年八月の警察法改正は、國警本部長官及び特別區の警視總監の任免につき、内閣總理大臣の意見を聽くべきものとし、また内閣總理大臣の指示權を認めて、極端な地方分權を抑制することになつた。^(註一)

二八年における警察法改正案として注意すべきものは、二月に政府が提案し、衆議院の解散によつて審議未了となつた法案、及び九月十九日地方制度調査會が決定した答申案であり、その要點を次に説明しよう。

(一) 地制調査では、現在の國警及び市町村自警を廢止して、府縣及び大都市單位の自警を設け、公安委員會の下に置くべきものとしてゐる。これは大都市單位の警察を認めない原案を、市町村自警を現行通りとする市町村側の主張によつて修正した妥協案であるが、この答申案が、市町村のみを現狀の通りの完全自治體とし、府縣は、その自治事務を處理すると同時に、市町村を包含する廣域自治團體として國家的性格を有する事務を處理するものとし、國は、

國家的性格の事務遂行に必要な限りで指揮監督權の行使その他の干與を行うことができるとしている結果、府縣警察が國家的性格をもつことで、大都市警察が純然たる自警であることと趣を異にし、あたかも現行法における國警と自警の關係にみられるような問題が豫想される。ひとしく自警と稱してもその性格は異なるのであつて、殊に大都市の屬する府縣警察は現在の國警に近い性質をもつことになる。従つて右の修正は、原案の特色を半ば失わしめるものといえよう。

大都市單位の自警を認めるか否かは、警察に關する自治體の適正規模の觀點からすれば、當然に積極的に解されるが、地方的に解決しがたい國家的事件が増加する場合における警察の能率を効果的ならしめる觀點からすれば、消極的に解される。右に述べた公安課の示唆は人口五萬以上の都市に限つて自警を認めるものであり、現在は自警の定員が法律のわくをはずされているが、約八〇人の警察吏員をもつ市警を最小の規模とするものであつて、これを現行法は人口五千以上の市街的町村にすべて自警を認めた結果、定員が數名に止まるものを生じた。小自治體の警察が地元對し過大な警察費の負擔を生ぜしめ、かつ非能率的であつて、維持すべからざることは、統計に示される。二三年三月七日警察法實施の當初は一三八六町村が自警を認められたが、二六年住民投票による廢止の途が開かれて直ちに一〇二四町村が廢止し、その後も二七年、二八年それぞれ約七〇町村がこれに倣い、現在は警察を維持するものは一三九町村に過ぎない。これら自警の殘存する町村について數縣を調査したが、觀光地帯・穀倉地方等のため業者が國警による法の誠實な執行を希望しない場合、労働組合・進歩的政黨の地盤であるためこれらの團體が國警の取締を反動的なものとして希望しない場合、議會及び長の間に政治的對立が著しく、住民投票にふするための議決ができない

場合、或は警察法の改正により當然廢止になることを豫想して住民投票による廢止を見送つている場合が多い。後述するように平衡交付金では實際の警察費の約半額をみ込んでゐるに過ぎないが、町村の中には、警察の實人員を條例定員乃至は豫算定員よりも遙かに低く抑え、捜査費等を殆んど計上しないことによつて、警察費を平衡交付金の範圍で賄つてゐるものも見受けられたが、このような場合には警察の責務を誠實に果すことがむずかしい。

市は最近に町村から昇格したものにつき、警察を維持しない特例が認められるに止まるから、特別區を除き、二七六市が自警をもち、九市がこれを維持しないのが現状である。けれども町村におけると同様に、中小都市について住民投票により自警廢止の途を開く必要があることは、自公連乃至は市町村側の意見として二月の政府案に對しても、今回の地制調査案に對しても提示されてゐることで明かである。けれども小都市で住民投票を行うことは、徒らに政争をひき起し、かつ不經濟である。自治體側は法律によつて一定の人口未滿の市につき當然に自警を廢止することを非民主的と解し、また地元の住民投票によらない限り地方自治を保障する憲法の規定に違反するものと主張する。このことは、法律により當然に廢止する方法によつて、市側の團結が破られることを嫌うからであるが、自警は警察法が創設したもので憲法第九四條の行政を執行する權能の要素ではなく、特定の市警を個別的に廢止する法律を制定する場合でなければ、住民投票を要しない。次に法律で自警についての市の適正規模を定めるにあたり、政令諮問委員會は二六年七月、人口一五萬以上としている。ただこの委員會は國警・入國管理局・特審・警察豫備隊・海上保安廳等を統合して強力な中央機關を設置することを答申してゐるから、これを計算に入れなければ一五萬では不充分とも考えられる。私の調査では、市警側は二〇萬又は三〇萬以上の意見のようにみえる。もちろん市警の幹部及び公安委

員會は殆んどすべて市警の維持を希望するのであつて、國警に移れば委員は地位を失ひ、幹部は階級、給與、年齢等において退職のほかに、その結果一〇萬の市の警察當局は一〇萬以上を適正規模と答えるのであるが、大都市の當局も二〇萬・三〇萬の線を認めるようである。これに反して、二月の府案は都道府縣單位の地方警察を原則とし、人口七〇萬以上の市が市議會の議決によつて自警を置くことができるものと定めた。地制調案もほぼこれに近いものと思われる。従つて特別區警察のほかは五大市の警察が残ることは明かであるが、福岡、廣島、尼崎、川崎、仙臺、札幌の六市の警察が自治體側としては當然存置すべきであり、政府側としては存置するか否かが疑わしいことになる。

以上は市町村が警察事務の負擔に堪え、これを誠實に執行する能力をもつための規模に關する議論であるが、大都市の警察をも否認して府縣警察一本を主張する案は、自警が相互間及び國警との間で分立し、充分な協力が得られず、総合的な機動性を發揮できないことに基づく。例えば、警察費の増大に悩む自警の當局が、危険な集團行進を自ら取締つて犠牲を拂うことよりも、故意に放置して速かにその管轄區域から移動せしめる方法を選ぶ場合があることは少なくなく、また國鐵内の移動警察が逮捕した現行犯を最寄りの自警に引渡しても餘罪の取調等が充分でないことは、珍しくない。これらは必ずしも當局に責任感が乏しいためでなく、自警の豫算が職員に給與に多く費され、旅費・捜査費・施設費が少いことにも原因がある。更に自警は各その管轄區域によつて權限の行使が制限され、區域外では例外を除いて警察職員に職務執行法が適用されない。これに反して國警は、國の豫算で賄われるのみならず、人事も全國的に統一される結果、運営管理を事實上、中央において統一的に行う可能性があり、更に都道府縣の境界を越えて協力をすることが容易である。改正案における府縣警察が現在の市町村警察と地域の範圍を異にするのみで、互に分立す

ることでは變りがないとすれば、國警の廢止によつてわが國の警察は一段と弱體化するであらう。反對に府縣の國家的性格を認め、國警におけるように、府縣警察相互間の密接な協力が期待されるならば、——これは後述する方法で可能であるが——問題はないが、大都市警察が分立すると、現状と大差ないことになる。現在の警察定員一三・二萬人の中で、國警が三六%、特別區と五大市が三五%であるから、大都市警察を認めるか否かは重大な意味をもつ。

(2) 地制調案では、中央機關を設け、警察相互の連絡調整並びに教育、鑑識及び通信等の施設の維持管理に當らしめるものとし、また國家的事件等に關しては、國は府縣及び大都市の自警を指揮監督するものとしている。けれども指揮監督權なくして連絡調整に當ることが極めて困難であることは、知事が法律上指揮監督權あるに拘わらず、區域内の地方行政機關又は公共的團體の活動の綜合調整をはかることがむずかしいことによつてもわかる。人事又は財政上の監督權がなければ他の行政機關を積極的に動かすことができないのであつて、大藏省の財務監査が翌年度の豫算作成權を前提とし、會計検査院の検査が懲戒處分の要求・辨償責任の檢定を伴い、各省廳の内部監察が人事權によつて徹底せしめられるのと異り、行政管理廳の行政監察が充分な効果をあげないことによつても明かである。次に國家的事件等に關する指揮監督についても、同様であつて、府縣警察について中央が人事權をもつ場合、或は國がこのため直接に下部機構たる執行機關をもつ場合でなければ實行できないものである。殊に國家的事件は大都市を中心とすることが多いから、大都市の自警を充分に指揮監督する必要があるが、これはアメリカの連邦捜査局(F・B・I)の方式であり、從來の公安調査局の經驗に徴すれば、幾多の不便あることがわかる。例えば、國家的事件と他の事件を區別することが容易でなく、その結果他の事件に關する地元の警察權を侵犯する虞がある。

従つて地制調案についても内政省のような中央機構を豫想する見方があり、二月の政府案では、總理府の外局として警察廳をおき、従来の國家公安委員會の權限のほか、國の利害に係り、又は國內全般に關係若しくは影響ある事項、その他治安維持上必要なる事項に關する權限を豫定していた。これに對して自公連の對案では、警察廳の權限を國家治安に直接影響ある事項に限定すべく、その内容は現行警察法第六一條の二の内閣總理大臣の指示權の事項程度に制限さるべく、政治警察とならないように解釋をしぼるべきものとしている。もとより内閣總理大臣の指示權は法文上は特に必要があると認めるとき發動するもので、その認定權は内閣總理大臣にあり、二七年總理府訓令第三號が指示できる場合を限定したことは、法規として發令者を拘束せず、その違反は國會に對する政治的責任を生ずるに止まり、指示を違法として人民が争い得る場合は稀であろう。けれども警察力を國が統制することは、やむを得ない必要ある場合に限るべく、中央の警察機關の權限を狭く解すべきことは當然である。問題となるのは、第一に、警察廳長官に國務大臣を充て、國家公安委員會を諮問機關たらしめることが、政黨内閣の下において國警を與黨の支配に服せしめ、警察の政治的中立性を破るものとする主張である。二七年法律第三〇〇號の原案が、國警本部長官及び警視總監の任免權を内閣總理大臣に與えていたのを、衆議院で修正し、國家公安委員會又は特別區公安委員會が任免權を行うにいたり、内閣總理大臣の意見を聽くべきものと改められたことは、この主張によるものである。内閣が國の行政の全般にわたり國會に對して責任を負う議院内閣制の下では、國警が内閣の指揮監督を受けないことは非民主的なようにみえ、國家公安委員會の權限が準司法的作用でないことは一般の行政委員會と異なるが、公安委員會の權限が司法警察に重點をおき、行政警察が保健所その他の行政機關に大幅に移讓された現状では、あたかも檢察廳のような、獨立の地

位が保障さるべきものと考える。なお保安廳は國務大臣をその長官に充て、行政委員會をおかないが、保安隊は國內における最強の實力をもつから、内閣が直接にこれを支配しなければ政治を擔當する責任がとれないためであつて、國警の中央機構にこれを類推することは誤である。第二に、國警の中央機關が府縣警察から浮き上らないようにするには、後者の幹部の人事を中央で決定することを認めなければならぬ。二月の政府案では、都道府縣警察長は警察廳長官がこれを任免し、都道府縣警察職員のうち警視以上の者を國家公務員としている。地制調案でも、警察事務の特殊性にかんがみ府縣及び大都市自警職員の身分待遇等について特別な取扱ができるものとしている。これは自公連・知事會・府縣議會議長會等から、すべて自警の職員を地方公務員たらしむべきものとして、反對されている。中央による指揮監督の効果を保障するには、國が警察費を負擔し、これに伴い財政上の監督を行う方法も考えられるが、平衡交付金を算定するに當つて基準財政需要額の中に警察費をみ込んで、國は交付金の交付に當つて條件をつけ又はその用途を制限することができないから、人事權によつて指揮監督の効果を裏づけるほかない。現行警察法では、隊長は都道府縣公安委員會の運管管理に服し、警察管區本部長の行政管理に服するのであるから、國警本部長官が運管について一般的指揮監督を行うことはできない。けれども拳銃使用及び取扱規程のような長官の訓令があり、犯罪捜査規範のような國家公安委員會規則がある。これらは運管管理にわたるもので、隊長を法的に拘束することには疑問があるが、人事權に基づき事實上拘束する結果となる。もとより訓令違反の事實なく、懲戒原因がないのに拘わらず、事實上義務づけることは、違法であるが、上述した公安課の方針に従う國警基本規程は、本部長官を執行の長と定めるのみならず、警察關係の法令の解釋及び執行が都道府縣によつて不統一に行われることは、憲法が法の下に平等な

ることを保障していることと矛盾するであろう。

(3) 以上のほか地制調案では、公安委員の資格制限を緩和するものとし、警察職員の給与及び定数の基準を法律で定めるものとし、更に警察費について國が一定の負擔をするものとしている。

第一に、公安委員會の委員が官公廳における職業的公務員の前歴のない者たることを要する結果、辯護士・會社員・醫師・僧侶・農業・商業等の職業が多い。公安委員會の使命が素人の健全な常識によつて警察權の濫用から人權を擁護し、併せて人民と警察の接觸をはかり、警察の民主化に努めることにある結果、警察職員の前歴ある者が除かれるのは當然であるが、政府職員及び地方職員の前歴ある者を原則として除くことは、多數の國民に資格を認めないことになり、適任者を得がたい。なお委員の再任の可否について議論がある。警察職員の前歴がなくても三年以上公安委員會の委員となるときは、部内の事情に通じて玄人となるから、あたかも複数の署長があることになり、不適任とみることができ、反對に部内の事情に通じなければ、警察長の説明を理解するのみで、運営管理につき意見を出すことができず、殊に都道府縣委員會のように専ら運営管理の權限ある場合には、不適任と考える向もあり、一律に論じがたい。また運営管理にあたる委員は從來非常勤で、週一回又は月三回等に委員會を開くのが通常であるが、公安條例による許可或は道路交通取締法第九條による運轉免許の取消又は停止のための公開の聽聞のように、委員會を頻繁に開く必要が生ずると、常勤の委員でなければ間に合わなくなるが、このことは同時に公安委員會の存在理由を再検討する必要を意味する。

第二に、警察職員の給与が國警と自警で著しく異なることは、人事の交流を妨げるのみならず、共同で職務を行う場

合の士氣に悪影響がある。自警の給與は地元の地方職員の給與にならうもので、警察長は市町村助役と同様の給與を受けることが多い。従つて國警と大差がない自警もあるが、大都市の自警は國警に比して五割程度給與額が多く、例えば警視廳職員の退職手當は國警に比して約三倍乃至三倍半の金額に達する。その結果、警察費豫算の中で人件費が占める割合は、二六年度は國警が五五・一%、自警が七六・五%、二七年度は國警が六〇・五%、自警七六・六%、二八年度は國警六五・五%、自警八〇%となり、これが上述のように自警の物件費・活動費・施設費の削減を餘儀なくさせる。二月の政府案に對して、自公連は警察職員の俸給を本人の承諾なく一方的に法律で減額することができなると反駁した。もし警察職員を府縣の公務員とする案によれば、一般に市町村警察吏員は減給となり、國警職員は増給となること豫想される。すべて將來の給與については、既得權としての保障なく、法律をもつて減額できるが、既に在職した年數に對する退職金については、原則として減額できないと解する。この意味で將來は、法律で自警の給與の基準を定めることが望ましく、このことは東京と大阪を除く府縣の財政が平衡交付金に負うことの多い現狀で、何ら地方自治の本旨に反するものでない。

第三に、警察費について國庫負擔が認めらるべきことは、いうまでもないが、自公連は内閣總理大臣の指示に基づく職務執行に要する費用、警察應援に要する費用につき國庫負擔又は國庫補助を要求し、更にいわゆる國家的犯罪の捜査鎮壓に要する經費及びこれに要する裝備の強化費についても、國と自治體の連帶支辨を要求している。この中で應援の費用については、自警の要請による場合にも國庫の負擔たる旨の規定があり（警察法五五條ノ二）、總理大臣の指示に基づく場合は實例も明文もないが、同様の立法が望ましい。いわゆる國家的犯罪に關する經費とは、密入國・

密貿易の取締、破壊活動の警備・鎮壓等の経費であるが、上述のように自治體の警察費の七、八割が人件費に充てられる現状では、多額の装備費・捜査費乃至は旅費を要するこの種の事件について、國庫負擔が要望されるのは明かである。又自警の警察費豫算總額と警察費基準財政需要額の關係は、二五年度は一七〇億圓の中で一六七億圓、二六年度二二三億圓の中で一八八億圓、二七年度二八六億圓の中で一八七億圓となつてゐるから、市町村の負擔は急激に増大する傾向にある。この意味でも(2)における國家的事件について國に指揮監督權を認めることは、免れがたいところであり、従つてまた府縣警察を従來の市町村におけるような、純粹な自警とすることはできないのである。

二

警察法制定における警察の地方分權と民主化の要請は、警察の能率的運営と矛盾するところがあり、それは警察法と國警又は自警の基本規程との對立となつたが、平和條約發効後は警察法の改正を必要とすることは、上述の通りである。けれどもこの矛盾は警察法の解釋によつて、解決できる部分が少くない。

(1) 警察隊長又は警察長は、それぞれ都道府縣公安委員會又は市町村公安委員會の事務部局の責任者であり、警察法では委員會の補助機關にして執行機關たる地位をもつ。けれども公安委員會が警察職員の前歴のない委員をもつて構成されることは、この委員會が内閣又は知事・市町村長のような上からの干渉と隊長・警察長による權力の濫用に對して、民主的な規制、監督を加えることを使命とし、積極的に警察權を行使する主體性をもたないことを示している。従つて特別な法律によつて許可・免許又はそのような行政處分の權限を公安委員會に屬せしめた場合でも、委

員會は包括的に隊長又は警察長をして代理させることができ、一般には委員會による運営管理は、隊長又は警察長による警察權の發動について一般の方針を示して規制する意味をもつものと解する。いかえれば公安委員會の特色は他の行政委員會と異り、準司法的な決定でなく、管理 (control) すなわち監督規制にある。この解釋によれば、自警の基本規程において、公安委員會が自警の管理の方針を確立するに止まり、この方針に基づく警察の運営管理をすべて警察長に委任し、むしろ條例案・公安委員會規程の作成等につき、警察長が公安委員會の承認を経べきものと定めることが、説明できる。

(2) 警察法の規定では、國警の運営管理が都道府縣公安委員會に屬するに拘わらず、実際には國警本部長官が管區本部を通して運営に關する一般的指示を與え、このため都道府縣公安委員會が浮き上がっていることは、上述した。このほか、警察法第二〇條の二が定める、知事の事案處理要求は、舊制の府縣警察部が公安委員會と都道府縣警察本部として獨立した結果、知事がこの權限を行うについて特別の補助機關がなく、従つて自警の管轄區域内の事案を國警が處理する必要があるときは、隊長が公安委員會を通して知事の要求を申請するのであつて、いかえれば知事の承認を得て隊長が國警職員を自警の管内に派遣して職務を執行させるのである。法文上は知事にイニシアティブが認められるが、實際には知事及び公安委員會の規制の下に、隊長が自警の管内に對して警察權を行使するものにはかならぬ。内閣總理大臣の指示權も同様であつて、内閣總理大臣には指示につき特別な補助機關がないから、指示の必要あるときは長官が國家公安委員會を通して内閣總理大臣にこれを求めるのであつて、いかえれば内閣總理大臣及び國家公安委員會の規制の下に長官が、都道府縣又は市町村の公安委員會に指示するものにほかならぬ。

(3) 國警と自警の間或は自警相互間における援助すなわち應援については、當初警察法の規定が不備であつたため、二六年法律第二三三號により新に、自警が國警の應援要請に對して應援し、又自警が相互に應援することが認められた。けれども都道府縣公安委員會が相互に援助の要求をすることについては、明文の規定がない。

第一に、甲乙兩縣の境界に近い甲縣駐在所の警察官が常時乙縣の近接地域の治安を擔當し、必要に應じて職權を行う場合、或は乙縣の區域内に甲縣の警察が常時檢問所を設けて職務質問を行う場合に、乙縣公安委員會から甲縣公安委員會にあて應援要請をすることについて疑問がある。應援要請は乙縣において職權を行う限り、乙縣公安委員會の運営管理に服することを要するためと、乙縣公安委員會が濫りに條例及び豫算による定員を越えて警察力を増強できないために行われる。應援のため派遣された警察職員が武器を使用したとき、職務執行法による正當な行爲として刑事責任を免れるか否か、或はかかる警察職員の職權の行使に對して反抗した者が公務執行妨害罪に問われるか否か等について、適法な應援要請が公安委員會によつてなされているか否かが問題となるのである。ところが右の事例のように警察官が常時他の管轄區域内で職權を行うことができるとすれば、あたかも乙縣の警察定員が増加したのと同様になり、甲乙間の管轄區域がはずされたのと同じ結果になる處がある。従つて自警相互間又は國警と自警の間では、時間的に制限されない應援要請はできないものと解する。これに反して國警は全體の定員が警察法で定められるに止まり、各都道府縣警察隊の定員は、長官が定めるのであつて(國警基本規程六六條)、行政管理は國警本部及び管區本部で行うから、期間を制限しない應援要請が許されるのであつて、ただ派遣された警察官の職權を行う事務の範圍が制限されないときは、長官の決裁を要し定員を変更すべきものと解する。要するに國警は行政管理において一體であ

るから、都道府縣公安委員會相互の應援要請は、通常の應援要請と區別しなければならぬ。

第二に、大阪府における連合機動隊の方式が適法か否かの問題がある。その特色は、一定の規模以上の自警がすべてその定員中から一定の割合で隊員を出し、これに大阪市の警視廳及び國警の機動隊を加えて部隊を編成するもので府公安委員會一人、國警府本部四人、市町村公安委員會五人、自警の警察長五人より成る連合機動隊監理委員會がこれを管理する。應援要請は、一定の期間にわたつて豫じめ各委員會が相互に交換しており、具體的に應援を求める場合は集團的非法行爲の豫防取締等に限定している。この方法は各警察の管轄區域を越えて、府下の警察力を結集し機動性を發揮することにある。けれども自警職員を含む應援の要請が一定期間における不特定の事件について包括的に行われることは、上述のように警察法違反となるから、具體的な事件が発生したときは更に個別的な要請を出すべきであつて、ただ個別的な要請はやむを得ない限り、職權を行つた直後においても適法と認められる。

連合機動隊と同様に、管區學校に在籍する警察職員を應援のため出動させる場合にも、管區本部に豫じめ各公安委員會から包括的に承認を得ているから、具體的な必要あるとき、地元の公安委員會から管區本部に應援要請があれば、事後に公安委員會相互間で應援要請の確認の意思表示をすれば、警察法の要求は満足されるものと解する。

これらと異り、列車の移動警察は、豫じめ包括的に各公安委員會相互に應援要請を用意しているが、これは性質上やむを得ない事件であるから、具體的な應援要請をとる必要はないものと解する。

(註一) 國警本部企畫課編、警察制度改革の經過、資料篇上下、Harry Emerson Wildes, The Postwar Japanese Police
Journal of criminal law, criminology and police science, January-February, 1953.)

警察法の改正について

* 本稿は、文部省科學試験研究費による調査報告の一部である。その資料は現在公表を適當としないものがあり、具體的な事實を指摘することを避けたため、抽象的な法の解釋に終つたようにみえる部分が多い。けれども筆者は長野・新潟・石川・大阪・兵庫・岐阜・愛知・静岡の各地を一巡して、現地の實態を調査したのであつて、具體的な事實に裏つけられた結論であることを附記する。